



◆平成24年(2012年)9月1日発行
◆座間市市民部広報広聴人権課編集
〒252-8566
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>
☎: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

市の人口 ●129,718人(+279人)
市の世帯数 ●55,132世帯(+785世帯)
平成24年8月1日現在()は前年同月との増減
●市民大学(後期)受講生を募集(2面)
●みんなの健康(3面)
●9月9日は救急の日(4・5面)
●ざまインフォメーション(6・7面)
●健康ウォーキング2012秋(8面)

市議会議員・市長選挙

○投票 9月23日(日)
午前7時～午後8時
○開票 投票日当日 午後9時～
※開票はスカイアリーナ座間(市民体育館)で行います。

投・開票速報は市ホームページでお知らせしています。
投票速報 午前9時30分～
開票速報 午後10時～
※開票速報については、テレホンサービスでも行っています。
☎0180(994)555



◆投票できる方
次の①②両方に該当する方です。
①平成四年九月二十四日まで生まれた方
②平成二十四年六月十五日までに住民票が作成された方
※投票日までに市外へ転出した方は投票できません。

◆期日前投票
○とき 九月十七日(月)～二十二日(土) 午前八時三十分～午後八時
○ところ 市役所一階市民サロン
○投票方法 入場整理券をお持ちください(届いてないときは不要)。同封

「座間」の未来を考える！
市議会議員・市長選挙
九月二十二日(日)
選挙は、私たちの一票が、座間市の将来に、そして私たちの暮らしに大きく影響します。明るく豊かな生活を築くため、貴重な一票を無駄にしないよう、投票日には皆さんそろって投票しましょう。

担当 選挙管理委員会事務局

☎046(252)8481
☎046(252)8532

の「期日前投票用請求書(兼宣誓書)」も、記入してお持ちください。

◆不在者投票
【市外に滞在中の方は】

滞在先の市区町村で不在者投票ができます。希望者は「請求書(宣誓書)」に必要事項を記入の上、市選挙管理委員会に申請してください。

◆入院・入所の方は

県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所先の施設にお問い合わせください。

【体が不自由な方は】

あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅から郵便で投票ができます。

対象は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれかをもちの方で、それぞれ定められた障がい程度に当てはまる方です。

詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

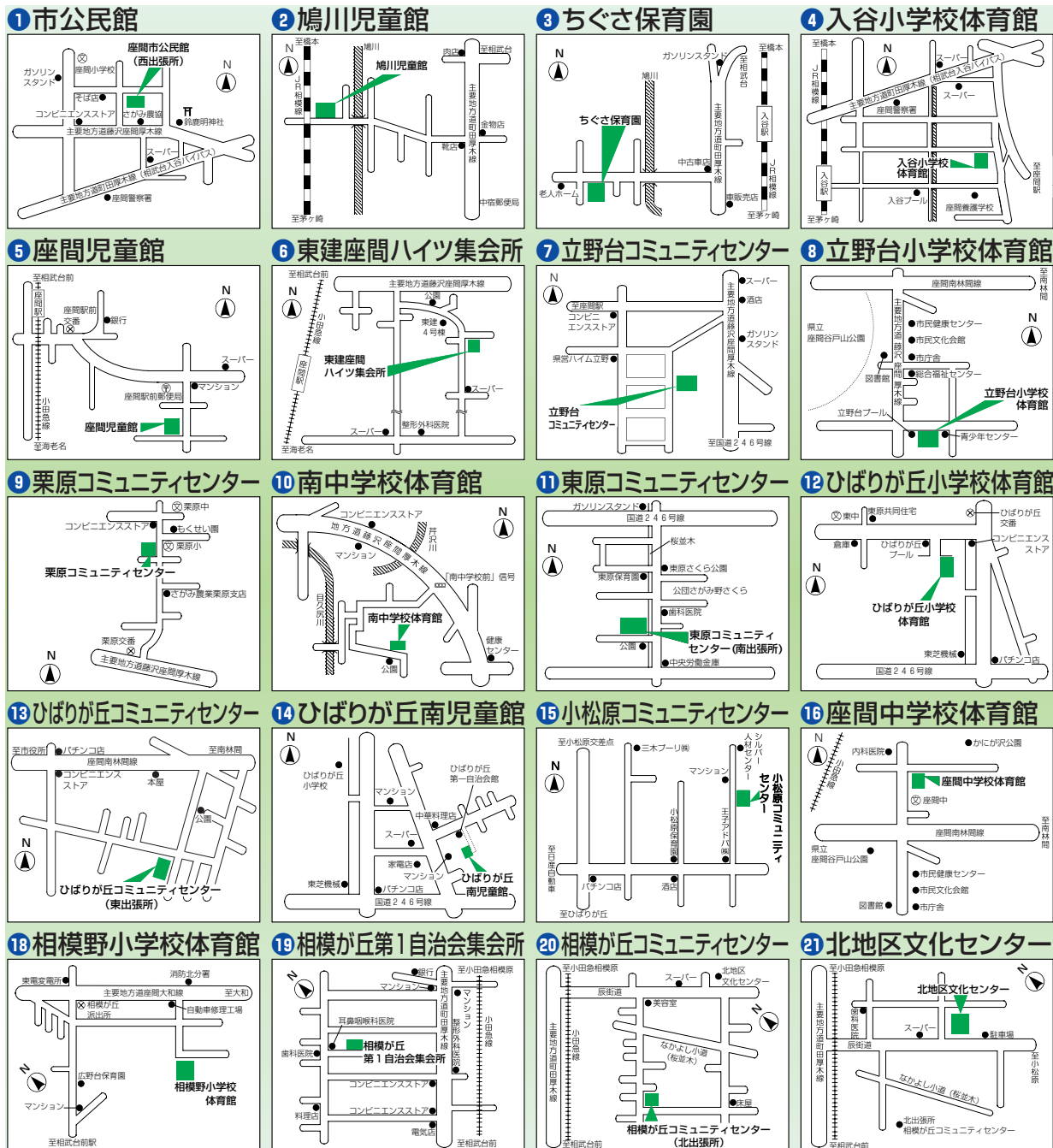
◆選挙公報

九月十九日(水)ごろに新聞各紙(朝日、神奈川、産経、東京、日経、毎日、読売)の朝刊に折り込むほか、広報の戸別配布の登録者に配布し、市内公共施設にも配架します。また、市選挙管理委員会にご連絡いただければお届けします。

◆投票所入場整理券

封書で郵送します。名前を確認し、各自の分を切り

投票区域(投票所)が一部変更になっています！必ず入場整理券を見て、投票所を確認してご来場ください！



選挙公報の音声コード付拡大文字版

視覚障がい者で点字を読むことができない希望者に提供します。ご希望の方は、神奈川県視覚障害者情報センター「神奈川ライトハウス」(☎・☎046(205)6040)までご連絡ください。

市民大学(後期) 受講生を募集

座間市教育委員会と相模原市教育委員会では、15の大学と2カ所の専門学校の協力のもとに、さがまちコンソーシアムに運営を委託し、市民大学を開講します。

○対象 原則として、15歳以上の座間市・相模原市在住・在勤・在学者

○受講数 全コース（学校）から自由に選択
※受講数の制限はありません。

○受講料 1講座につきA=1,000円、B=1,500円
※このほか資料代、教材費などが必要な講座があります。

○申込方法 官製はがき（講義案内にある申込書をはがきに貼り付けても可）に、**右下**の記入例を参考に必要事項を記入の上、さがまちコンソーシアム事務局宛てに郵送
※1講座につき1枚のはがきで申し込んでください。
※「さがまちコンソーシアム」のホームページ(<http://sagamachi.jp/manabi/shimin-daigaku/>)からも申し込みが可能です（事前に受講登録番号の取得が必要）。

○申込締切 9月14日（金）必着

○受講者の決定 多数抽選
※申込者全員に封書で結果をお知らせします。
※受講決定者には、納付書を同封します。指定された納期限までに受講料を納めてください。

○問い合わせ先 さがまちコンソーシアム事務局内市民大学担当 ☎042(703)8550（月曜～金曜日午前9時～午後5時）
※駐車場は用意していませんので、公共の交通機関をご利用ください。

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311

コース名	講座名	期間	受講料
職業能力開発総合大学校コース	溶接入門（全3回）	10月5日～19日（毎週金曜日）午後6時30分～8時	A
和泉短期大学コース	認知症とケア（全4回）	11月7日～28日（毎週水曜日）午前10時40分～午後0時10分	A
総合電子専門学校コース	アニメーションワークショップ（全4回）	12月12日（水）～15日（土）午前9時～正午	B
	デッサン入門（全4回）		B
桜美林大学コース	現代に生きる『論語』～〈礼〉のこころ（全8回）	10月3日～11月21日（毎週水曜日）午後0時50分～2時20分	B
青山学院大学コース	『今こそ求められる「社会と情報」をむすぶ視点』（全5回）	10月13日～11月10日（毎週土曜日）午後1時10分～2時40分	A
	暮らしに役立つ経営工学（全5回）	11月17日～12月15日（毎週土曜日）午後1時10分～2時40分	A
多摩美術大学コース	水墨画入門（全6回）	10月6日～11月17日（11月3日を除く毎週土曜日）午後2時～4時	B
東京家政学院大学コース	子育て支援の実践（全3回）	10月6日～20日（毎週土曜日）午後1時～2時30分	A
	健康講座「健やかな食生活のポイント」（全3回）	10月13日～27日（毎週土曜日）午前10時30分～正午	A
東京女学館大学コース	国際的視点から見た日本古代の仏教文化～その2（全3回）	10月5日～19日（毎週金曜日）午後1時～2時30分	A
法政大学コース	市民のためのエネルギー講座（全3回）	10月12日・26日、11月9日（いずれも金曜日）午後7時～8時30分	A
総合研究大学院大学コース	宇宙科学の最前線（全4回）	10月6日～27日（毎週土曜日）午前10時～正午	A
サレジオ工業高等専門学校コース	Active English in the News（全7回）	10月1日・15日、11月5日・19日、12月3日・17日、1月21日（いずれも月曜日）午後6時30分～8時	B
相模原市総合学習センターコース	「甲州街道をゆく」2～語り継がれる吉野宿と関野宿～（全4回）	10月20日～11月17日（11月3日を除く毎週土曜日）午前10時30分～正午	A
座間市生涯学習課コース	自分たちのまちで学ぶこと～学びの楽しみ・学びの地域づくり～（全4回）	11月8日～11月29日（毎週木曜日）午前10時～11時30分	A

【受講申し込みはがき記入事項】

- 市民大学申し込み**
1. コース名（学校名）
 2. 講座名
 3. 受講登録番号（未登録の方は空欄）
 4. 氏名・ふりがな
 5. 性別
 6. 生年月日（大正・昭和・平成で表記）
 7. 郵便番号・住所
 8. 電話番号
- ※市内在勤・在学の人は、在勤・在学の名称・住所・電話番号も記入してください。

〒252-0307
さがまちコンソーシアム事務局内
市民大学担当 宛
相模原市南区文京二丁目一

ご注意ください

今年の後期のプログラムは**上表**の通りになりますが、資料代や教材費、その他の持ち物などが必要な講座があります。受講希望者は、市役所や市内公共施設に備え付けの「市民大学講義案内」を必ずご確認ください。

9月は福祉月間です

市では「やすらぎに満ちた福祉社会」を目指し、毎年9月を福祉月間と定めています。期間中は、市民の皆さんに福祉への理解を深めていただくために**下表**の通りさまざまな催しを予定しています。

催し	とき	ところ	内容
敬老祝い金・祝い品	8月下旬～10月上旬	対象者宅など	対象の年齢の方に祝い品、祝い金を贈呈
福祉パネル展	9月3日（月）～6日（木）	市役所1階市民サロン	市福祉施設・事業などの紹介
高齢者と園児の集い	9月中 ※各保育園で異なります。	市内保育園18カ所	歌、踊り、ゲームなど
健康相談	9月12日（水） 午後1時30分～2時30分	北地区文化センター	身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定、健康に関する相談
	9月20日（木） 午前9時30分～10時30分	東地区文化センター	
	9月21日（金） 午前9時30分～10時30分	ひばりが丘コミュニティーセンター（育児相談と合同開催）	
	9月24日（月） 午前9時30分～10時30分	市民健康センター	

担当 福祉長寿課 ☎046(252)8247 ☎046(256)3600

国民健康保険被保険者証を更新

市では、国民健康保険被保険者証を更新します。現在ご使用中の被保険者証は10月1日以降は使用ができなくなります。

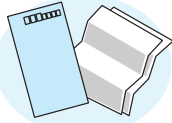
新しい被保険者証は、9月下旬までに簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送しますので、記載内容を確認し、誤りやご不明な点がありましたら担当にご連絡ください。

被保険者証が送付された方で、就職や家族の扶養に入るなどして、社会保険などの被保険者証をお持ちの方は、国民健康保険資格喪失の届け出が必要ですので、早めに手続きをしてください。

有効期限が切れた被保険者証は、担当または各出張所に返却するか、細かく裁断して破棄してください。また、被保険者証カバーは担当と各出張所に用意していますので、ご希望の方はお申し出ください。

※10月2日から平成25年9月30日までに75歳になる方の有効期限は誕生日の前日となり、誕生日以降は「後期高齢者医療制度」に基づく新しい被保険者証が交付されます。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043



広告

相模の大地を望む緑の公園墓地

宗 旨 ・ 宗 派 不 問
<http://www.smp.or.jp>

おかげさまで
大好評受付中

1.0m 施工例

墓地使用料
墓石工事代

98万円 税込み
《年間管理料（別途）が安心価格の2,100円》

お手頃価格

おかげさまで
大好評受付中

1.0m 施工例

墓地使用料
墓石工事代

98万円 税込み
《年間管理料（別途）が安心価格の2,100円》

お手頃価格

交通のご案内

さがみ縦貫道が開通致しますと、ますます便利になります。

【お車でご来園の皆さま】
下記の住所カーナビにご入力下さい。
神奈川県愛甲郡愛川町三増字川久保109-2

（財）神奈川県福祉振興会指定（財）神奈川県教育会館指定
（財）神奈川県厚生福祉振興会指定神奈川県市町村職員共済組合指定
許可年月日／平成12年3月21日神奈川県指令生衛第526号

〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増字川久保109-2
石材センター営業時間 8:30～17:00（水曜定休）



みんなの健康

座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 (通話料無料)
※携帯電話・PHS・IP電話からは
☎03(3234)2026へ、聴覚障がい者は専用ファクス
☎03(3230)1199へ(通話・通信料発信者負担)。
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

健康相談

▽とき＝9月12日(水) 午後1時30分～2時30分受け付け▽ところ＝北地区文化センター▽内容＝身体測定、尿検査、血圧測定、体脂肪測定と相談、禁煙相談(対象は1カ月以内に禁煙を始めたい方。要予約)▽持ち物＝健康手帳▽参加方法＝直接会場へ

B C G 接種

▽とき＝①9月5日(水) ②13日(木) いずれも午後1時15分～2時15分受け付け(時間厳守)▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成24年①5月②6月生ま

カラダの中からキレイになろう!! 手軽でおいしいクッキング

身近な材料で作り方も簡単なおいしい料理と一緒に作りませんか?

- とき 9月28日(金)午前10時～午後1時
 - ところ 市民健康センター
 - 内容 500キロカロリーのバランス献立
 - 定員 20人
 - 費用 400円(材料費)
 - 持ち物 健康手帳、エプロン、三角巾、布巾2枚
 - 申込方法 9月21日(金)までに電話または直接担当へ
 - 保育 1歳～就学前対象(人数制限あり)
※保育の申し込みは、9月14日(金)まで。
- 担当 健康づくり課
☎046(252)7225 ☎046(255)3550

自殺予防週間

～目をむけよう
命を支えるたくさんの人～

9月10日(月)～16日(日)は「自殺予防週間」です。自殺について正しい知識を身に付け、自殺を考えている人の心のサインに気づき、それを自殺予防につなげる一人一人の取り組みが大切です。

【街頭キャンペーン】

リーフレット・ポケットティッシュを配布。
○とき 9月10日(月) 午前7時～8時
○ところ 座間駅、相武台前駅、小田急相模原駅、さがみ野駅

あなたにもできる 自殺予防のための行動

気づき＝周囲の変化に気付いて、声を掛ける

発言や行動、体調の変化に敏感になり、周囲へ発するサインに早く気づきましょう。変化に気付いた時は「眠れていますか？」など自分にできる声掛けをしましょう。

傾聴＝本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

悩みを話してくれた時は、時間をかけて傾聴しましょう。また、話題をそらしたり、訴えや気持ちを否定したり、表面的な励ましは逆効果です。本人の気持ちを尊重・共感し、相手を大切に思う気持ちを伝えましょう。

つなぎ＝早めに専門家に相談するよう促す

心の病気や社会・経済的な問題などを抱えている時は、公的相談機関、医療機関などの専門家への相談につなげましょう。また、相談を受けた側も、一人で抱え込まず、ライバシーに配慮した上で、本人の状況や気持ちを理解する家族や友人などのキーパーソンに協力を求め、連携を取りましょう。

見守り＝温かく寄り添い、じっくりと見守る

体や心の健康状態について自然な雰囲気です声を掛けて、あせらずに優しく寄り添いながら見守りましょう。

担当 障がい福祉課
☎046(252)7132 ☎046(252)7043

れ(対象者には個人通知します)と対象月に受けられなかった6カ月未満児

4カ月児健康診査

▽とき＝9月11日(火) 午後1時～2時▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成24年5月生まれ

8～10カ月児健康診査

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個人通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳をお持ちになり受診してください。

1歳6カ月児健康診査

◆内科▽とき＝対象者に通知済み▽ところ＝指定医療機関▽対象＝平成23年2月生まれ

◆歯科▽とき＝9月12日、19日いずれも水曜日午前9時30分～10時30分▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成23年1月生まれ

2歳児歯科健康診査

▽とき＝9月26日(水) 午後1時～2時受け付け▽ところ＝市民健康センター▽内容＝歯科健診、予防処置と育児相談など(予防処置は希望者のみで有料)▽対象＝平成22年8月生まれ▽持ち物＝母子健康手帳、歯

ブラシ▽参加方法＝直接会場へ(事前通知はありませんのでご注意ください)

3歳6カ月児健康診査

▽とき＝9月4日(火) 午後1時～2時▽ところ＝市民健康センター▽対象＝平成21年3月生まれ▽持ち物＝母子健康手帳

赤ちゃん教室

▽とき＝9月25日(火) 午前10時～11時30分(受け付けは午前9時50分まで)▽ところ＝市民健康センター▽内容＝離乳食の作り方・すすめ方、子どもの発達や予防接種について▽対象＝おおむね5カ月～6カ月児とその保護者(これから離乳食を始める赤ちゃん)▽定員＝30人(申込順)▽持ち物＝母子健康手帳、ティースプーン▽申込方法＝電話予約

もぐもぐ教室

▽とき＝9月13日(木) 午前10時～11時30分(受け付けは午前9時50分まで)▽ところ＝市民健康センター▽内容＝離乳食のすすめ方、子どもの発達について▽対象＝おおむね生後7カ月～8カ月児とその保護者(離乳食が2回食の赤ちゃん)▽定員＝30人(申込順)▽持ち物＝母子健康手帳、ティースプーン▽申込方法＝電話予約

救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

◆休日(日曜日・祝日) 昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
歯科	☎046(252)8217		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	で確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日：午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日：午後6時～9時45分
外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	で確認ください。	午後6時～10時(診療時間)
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日：午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日：午後6時～9時45分

◆深夜

診療科目	診療場所	診療時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	で確認ください。
小児科(外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933	で確認ください。

※聴覚障がい者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。

※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。

※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

睡眠キャンペーン ～2週間以上続く不眠にご注意を～

2週間以上継続する不眠の早期発見は、うつ病の早期発見・治療、ひいては自殺予防にもつながります。

うつ病と不眠には深い関係があり、「疲れているのに眠れない」、「夜中に目を覚ましてしまう」、「朝早く目覚めてしまう」などほとんどの人が睡眠に障害をきたします。

「たかが眠れないくらいで」と思わず、疲れていても眠れない日が続く場合は、早めにかかりつけの病院や専門機関へご相談ください。

うつ病は治りにくい病気とされていますが、早期に適切な治療を受けることで、多くの方が回復しています。また、周りの人から見て、睡眠の問題には気が付きやすいので、まずは身近な方へ「眠れていますか？」と一言声を掛けてください。

担当 障がい福祉課
☎046(252)7132 ☎046(252)7043

救急医療体制の維持に 皆様のご協力を!

【市外の病院の協力のもと救急体制を維持】

近年、救急対応ができる病院が減少し、市内の病院だけでは対応が困難なため、休日・夜間の救急診療は、本市と海老名市、綾瀬市の共同事業により、市外の病院にも協力をいただいて順番(輪番制)で救急医療体制を維持しています。そのため、市内での救急要請にも関わらず、他市の病院へ搬送させていただく場合があります。

市民の皆さんには、全国的な医師不足、訴訟リスクや夜間の激務など、救急医療の現場での医師や看護師などの確保が大変難しい現状にご理解をいただき、適正な受診による救急医療体制の維持にさらなるご協力をお願いします。

担当 医療課
☎046(252)7295 ☎046(252)7043

9月9日は救急の日

毎年九月九日は「救急の日」です。そして、救急の日を含む一週間は「救急医療週間」として、救急医療の普及・啓発活動を行います。

今回は、新しい心肺蘇生法や救急隊の処置拡大などについて、市民の皆さんにお知らせします。

担当

消防管理課

☎ 046(256)2211
☎ 046(256)2215

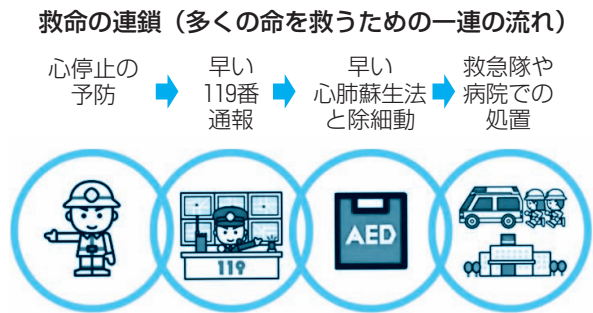
新しい心肺蘇生法

今までの心肺蘇生法は「ガイドライン2005」に準じていましたが、国から新しい心肺蘇生法のガイドライン（ガイドライン2010）が示されました。市では「JRC（日本版）ガイドライン2010」に準じて、平成二十四年四月一日から新しいガイドラインに基づく応急手当の講習を開始しました。

◆心肺蘇生には市民の皆さんの連携が重要

心肺停止の傷病者の救命や機能回復のためには「救命の連鎖」をスムーズに行うことが大切です。「救命の連鎖」とは、左上の図にある四つの輪に示されている一連の行動のことです。その場に居合わせた方が早期に一一番通報して心肺蘇生法を開始し、救急隊が必要な救急救命処置を行って医療機関へ搬送し、その後、医師が治療を行います。

今回の「ガイドライン2010」では、この救命の連鎖に「心停止の予防」の項目が追加されました。「心停止の予防」とは、突然死の可能性のある傷病を未然に防ぐことです。成人では、例えば、急性心筋梗塞や脳卒中などの初期症状を知り、少しでも早く救急車を要請することで、心停止に至る前に救急隊による救急救命処置や、医療機関での治療を開始したりすることができま



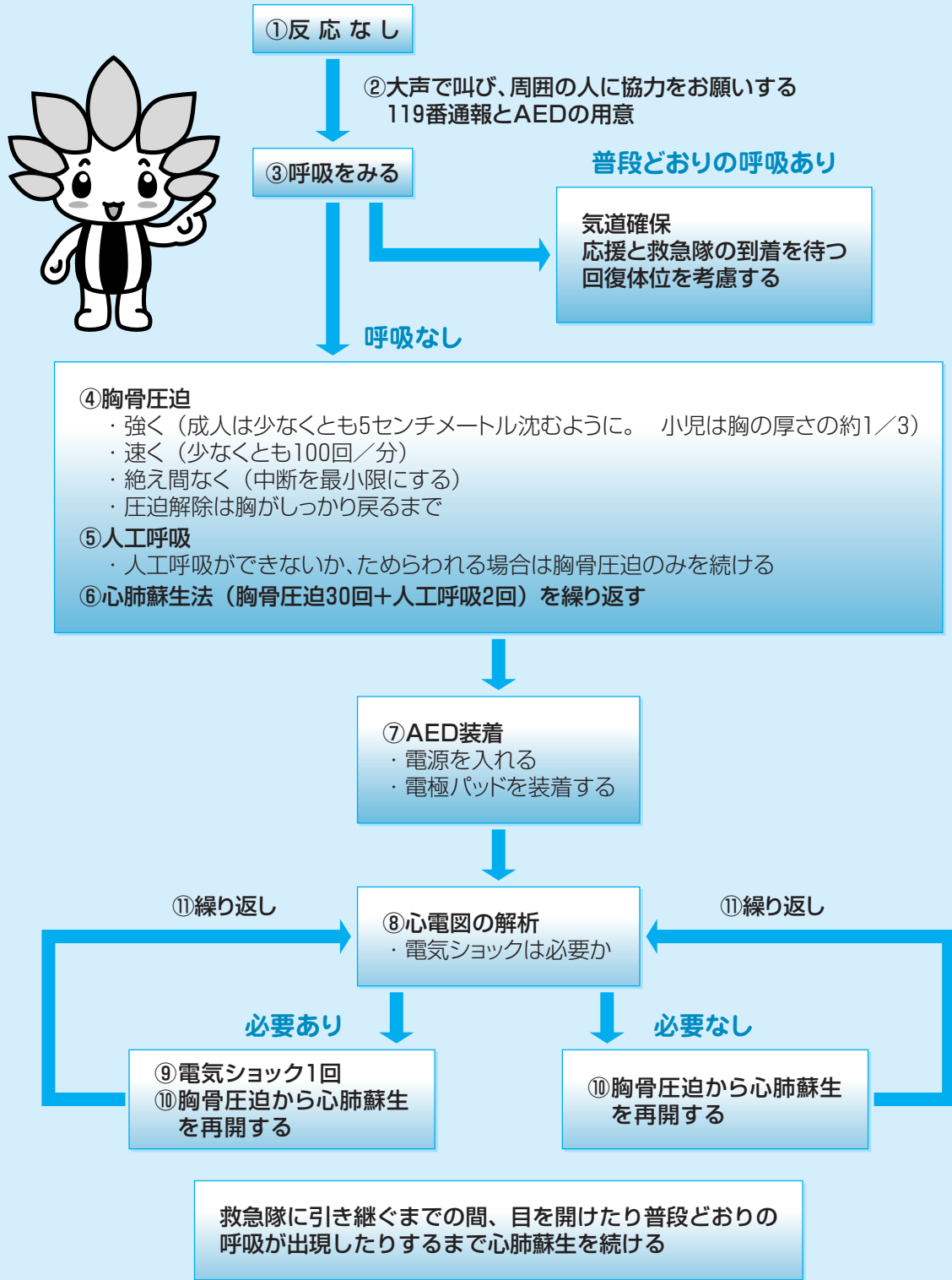
今回の「ガイドライン2010」では、この救命の連鎖に「心停止の予防」の項目が追加されました。「心停止の予防」とは、突然死の可能性のある傷病を未然に防ぐことです。成人では、例えば、急性心筋梗塞や脳卒中などの初期症状を知り、少しでも早く救急車を要請することで、心停止に至る前に救急隊による救急救命処置や、医療機関での治療を開始したりすることができま



詳しい心肺蘇生法の方法に関しては、下の「救命処置の流れ」を参照してください。

とくに子どもは、交通事故や窒息また溺水などの不慮の事故が多くなっているため、これらの事故を事前に防ぐことも「心停止の予防」に含まれます。また、同ガイドラインでは、迅速な救急通報・心肺蘇生法の開始とAEDの使用というコンセプトは引き継がれた上で「迅速な胸骨圧迫の開始」も強調されています。具体的には、倒れている人を心停止と判断した場合、救助者は気道確保や人工呼吸より先に胸骨圧迫から開始するようになりました。

救命処置の流れ【心肺蘇生とAED使用】



救急救命士の処置拡大にご協力を！

◆実証研究を実施

市では、病院前救護を強化し、救急搬送される傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るための実証研究を実施します。

あらかじめ実際の救急現場などにおいて情報収集と分析を行った上で、十一月一日から平成二十五年一月

三十一日までの間、北里大学病院救命救急センターの医師から具体的な指示を電話で受け、救急現場などで下の三つの処置を救急救命士が行います。

この実証研究は、研修や訓練を十分に重ねた救急救命士が処置を行い、その際には、傷病者や家族の方に事前に説明を行い、書面による同意を取らせていただきます。

また、これら三つの処置

を救急救命士が行うことについて、傷病者や家族の方々が断ったとしても、これまでと同様に救急搬送がなされ、不利益を被ることはありません。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

※実証した結果については全て「厚生労働省研究班」に報告し検証します。

◆実証する処置

①低血糖の可能性がある意識障害の傷病者に対して血糖値の測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。

②喘息治療用の吸入薬（吸入β刺激薬）を所持している傷病者が重症ぜんそく発作を起こした場合に、その吸入薬を使用します。

③血圧が低下しており心臓

が停止する危険性があるショック状態の傷病者に、点滴を行います。



座間市内における平成二十三年中の救急車の出動件数は四千九百五十九件・搬送人員は四千五百六十八人と前年の出動件数を三百十二件も上回り、前年比六・二パーセント増と過去最高となりました。

これは座間市内だけに限ったことではなく、国（総務省）の調査においても平成二十三年中の救急出動件数（全国）が五百七十万六千七百九十二件と過去最高となり社会問題となっています。

その理由として、平成二十三年は猛暑による熱中症などの搬送人員が例年に比べて多くなっていることが一因に挙げられます。また、高齢化社会により高齢者の救急要請が増加しているとともに、緊急性の無い要請などが増加している現状もあります。

実際に市内でも次のような要請が後を絶ちません。

例① 指先を包丁で切ってしまった。

例② 三日前から発熱で病院を受診していない。

例③ 自分で病院へ連絡したが病院へ行く交通手段がない。

市では、より多くの命を守るため、救急車の適正利用をお願いするとともに、患者の容態に応じ、北里大学病院のドクターカーや東海大学病院からの県のドクターヘリを要請しています。

ドクターカーやドクターヘリには、病院から医師が乗車・乗機し、指定の場所（臨時ヘリポートや近隣消防署）に向かい、現場から搬送してきた救急患者に対して医師の処置を早期に実施することが可能です。

ドクターヘリ・ドクターカーと連携！

年々増加する救急出動により、市内の全ての救急車が出動中となることもあります。それでも、救急車が足りずに市外などから出動する場合には生死に関わる傷病者の要請に対して救急車の到着が間に合わず、尊い命が奪われてしまうこともあります。

本当に必要な方たちのために、救急車の適正利用に市民の皆さんのご協力をお願いします。

平成二十三年の出動件数は過去最高！

本当に必要な方のために救急車を！

担当

消防管理課

☎046(256)2211

☎046(256)2215

救急車の適正利用にご協力を

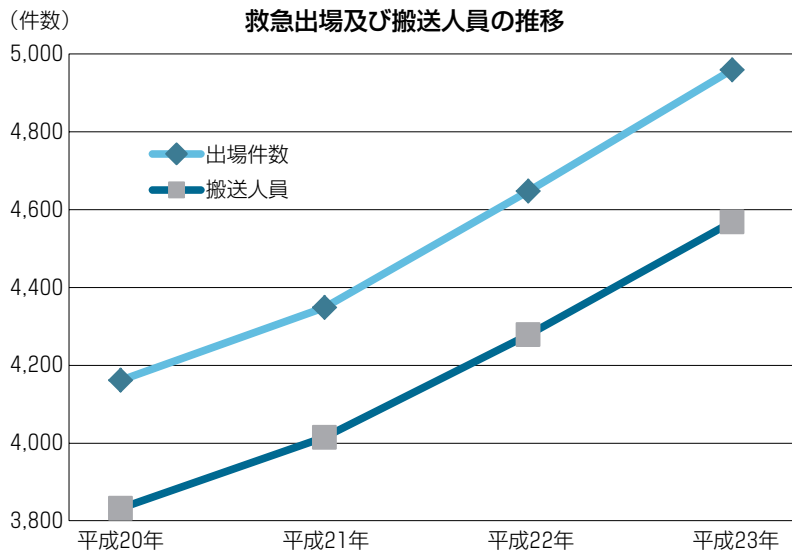
守ろう！救える命！



県のドクターヘリ



北里大学病院のドクターカー



みんなの広場

6面の続き

○在日米陸軍キャンプ座間 ミュージック・フレンドシップ・フェスティバル

▽とき＝9月15日（土）、16日（日）午後2時30分～9時▽ところ＝キャンプ座間▽内容＝バンド演奏、DJ、ストリートパフォーマンス、模範店、プロレス（16日午後3時～）、花火（16日午後8時～）▽持ち込めない物＝ペット、酒類、瓶など※基地内へは、バイク・自転車を含み車両の乗り入れはできません。周辺道路は全て駐車禁止です。入場時手荷物検査あり。▽問い合わせ先＝キャンプ座間046(407)4177(自動音声案内)

○オストメイト健康相談会

▽とき＝9月16日（日）午後1時30分～4時30分▽ところ＝あつぎパートナーセンター（厚木市中町）▽内容＝皮膚・排泄ケア認定看護師の講演、グループ懇談、個別相談など▽対象＝人工肛門・人工ぼうこう保有者とその家族および関係者▽参加方

法＝当日直接会場へ▽問い合わせ先＝（公社）日本オストミー協会神奈川支部事務局☎0466(45)4216(須田)へ

○秋の交通安全教室

▽とき＝9月24日（月）午前10時～1時から。▽ところ＝都南自動車教習所（緑ヶ丘4-20-1）▽内容＝交通安全教室（子供向け、高齢者向け）、県警音楽隊によるマーチング、落語家による寄席など▽教室の申込方法＝9月20日（木）までに電話で☎046(253)5151（都南自動車教習所）へ

○自衛官などを募集

▽種目＝①看護学生②防衛医科大学校学生③防衛大学校学生④陸上自衛官（看護）▽応募資格＝①高卒（見込みを含む）以上～24歳未満②③高卒（見込みを含む）以上～21歳未満④看護師免許を有し、保健師・助産師免許を有する（見込みを含む）36歳未満▽応募期間＝9月3日（月）～（締切日は種目により異なる）▽問い合わせ先＝自衛隊相模原地域事務所☎042(755)0694※応募資格や応募期限など、詳しくは同事務所へお問い合わせください。

9月に納めていただくのは

▽固定資産税・都市計画税（第3期）▽国民健康保険税（第4期）※最寄りの市指定金融機関など（ゆうちょ銀行を含む）、郵便局、市役所または各出張所で納めてください。使用料などもお忘れなく。※納期限を過ぎると、延滞金を納めていただく場合があります。※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています（今月は9月8日・22日）。※詳しい内容は収納課☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ）。

9月の相談日（祝日を除く）※相談はいずれも無料です。

区 分	と き		と ころ
消 費 生 活 (訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前 9 時30分～正午と午後 1 時 ～ 3 時30分		☎046(252)8490 (電話相談也可)
弁 護 士 (面談のみ)	11日夜・12日 18日夜・19日 25日夜・26日	毎月第 2 ・ 第 3 ・ 第 4 火曜日午後 6 時 30分～ 9 時 毎月第 2 ・ 第 3 ・ 第 4 水曜日午後 1 時 30分～ 4 時30分	予約制(電話可) 受付☎046(252)8218 市役所 1 階相談室 ※ 3 日午前 8 時30分から 今月分を受け付け、 いずれも定員になり次 第、締め切ります。な お、弁護士相談は年間 一人につき 1 回 (25分 以内)、その他の相談 は一人30分以内とさせ ていただきます。相談 される要点をよく整理 してお越しください。
	20日	毎月第 3 木曜日午前 9 時30分～11時30 分	
	13日 20日	毎月第 2 ・ 第 3 木曜日午後 1 時30分～ 4 時30分	
	18日	毎月第 3 火曜日午後 1 時30分～ 4 時 30分	
司 法 書 士 (登記・相続・少額訴訟)	21日	奇数月第 3 金曜日午後 1 時30分～ 4 時 30分	市役所 1 階 広報広聴人権課 ☎046(252)8087
不 動 産 (取引・契約)	27日	毎月第 4 木曜日午後 1 時30分～ 4 時30 分	
分譲マンション (近隣・管理組合)	14日	毎月第 2 金曜日午後 1 時30分～ 4 時30 分 (13日まで受け付け)	
毎週月曜～金曜日午前 9 時～午後 4 時30分			
市 民 一 般	担当 広報広聴人権課		☎046(252)8218
人権擁護委員 (近隣問題など)	11日	毎月第 2 火曜日午前 9 時～11時30分	☎046(252)8087
	毎週月曜・水曜・金曜日午前 9 時～正午と午後 1 時～ 5 時15分		市役所 1 階 広報広聴人権課
ドメスティック バイオレンス	担当 広報広聴人権課		☎046(252)8483
社会福祉士 (成年後見制度)	20日	奇数月第 3 木曜日午後 1 時30分～ 4 時30 分 (予約制(電話可)。前日まで受け付け)	4－1 会議室
	担当 福祉長寿課		☎046(252)7127
障 が い 者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と 午後 1 時～ 3 時 (予約制 (電話可))		市役所 1 階障がい福祉課
	担当 障がい福祉課		☎046(252)7132
駐留軍離職者	20日	毎月第 3 木曜日午前10時～午後 3 時	4－2 会議室
	担当 商工観光課		☎046(252)7604
児 童	毎週月曜～金曜日午前 9 時30分～11時30分と 午後 1 時～ 4 時 (電話可)		市役所 2 階子育て支援課 ☎046(252)7969
	毎週月曜～金曜日午前 9 時～正午と午後 1 時～午後 4 時 (予約制 (電話可))		市役所 2 階子育て支援課 担当 子育て支援課 ☎046(252)7201
青 少 年	毎週月曜～金曜日午前 9 時～午後 4 時		青少年センター 1 階 青少年相談室
	担当 青少年相談室		☎046(256)0907
教 育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後 4 時		市役所 5 階教育研究所 ☎046(259)2164
	毎週月曜～金曜日午前 8 時30分～午後 6 時(電話のみ)		☎046(259)2164
就 学 (障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前 8 時30分～正午 午後 1 時～ 4 時 (予約制 (電話可))		市役所 5 階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732

市内の催しや行政情報などは、「ホームページ」<http://www.city.zama.kanagawa.jp/> でも案内しています。
お問い合わせやお申し込みは原則として祝日や年末年始を除く月曜～金曜日の午前 8 時30分～午後 5 時15分にお願いします。

9						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

10						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

案内

就業構造基本調査 ～働く未来を考える～

総務省統計局では、10月 1 日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、国民の普段の就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、雇用政策をはじめ経済政策などを企画・立案する際の基礎資料を得るために実施します。調査する地域は、全国から無作為に選ばれます。お住まいの地域が調査対象となった場合は、地域の世帯の確認のため、9 月以降、調査員証を携帯した調査員が皆さんのお宅を訪問します。就業構造基本調査により集められた情報は、「統計法」という法律により厳重に保護されますので、安心してありのままをお答えください。※調査概要は、総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm>）でも確認できます。

担当 情報システム課
☎046(252)8379 ☎046(255)3550

教育委員会 9 月定例会

○と き 9月11日（火）午前 9 時 30分～
○ところ 市役所 5 階教育委員会室
※傍聴や議題について詳しくは、担当にご確認ください。

担当 教育総務課
☎046(252)8347 ☎046(252)4311

配布します！ 資源物とごみの 分別収集カレンダー

市では、「資源物とごみの分別収集カレンダー」を 9 月中旬に市内全世帯に戸別配布する予定です。配布期間は地区によって前後する場合があります。10 月に入っても配布されていない場合は、担当にご連絡ください。今後も、ごみの分別を徹底し、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

担当 資源対策課
☎046(252)7659 ☎046(252)7616

シュレッダーをかけた紙の 排出方法を変更

現在は燃えるごみとして回収している、シュレッダーをかけた紙は、10月 1 日（月）から資源物（紙）として収集します。収集日が変更になるので、ご注意ください。詳しくは担当にお問い合わせください。

担当 資源対策課
☎046(252)7985 ☎046(252)7616

自死遺族の集い（れんげの会）

大切な人を自死で亡くした方が、ありのままに胸のうちの語り合い、聴き合い、わかち合う集いの場です。○と き 9月19日（水）午後 2 時

～ 4 時

○ところ ハーモニーホール座間（市民文化会館）2 階小和室

○参加方法 事前に電話で担当へ申し込み（匿名での参加も可能）

担当 障がい福祉課
☎046(252)7132 ☎046(252)7043

障がい者就労実習体験支援事業 ～身近な一般企業で実習体験に 取り組んでみませんか～

就労経験が無いか少ない障がい者の皆さんが、仕事に対する心構えや社会的ルールなどを学べる就労実習の体験ができます。身近な一般企業で実習体験に取り組んでみませんか。

○対 象 満18歳以上の市内に在住する障がい者で、就労に対する意識や知識・技能など一定の準備を、就労支援事業所や地域活動支援センターなどで終了した方

○報 酬 無償
※利用者の実習に係る交通費、傷害保険などの費用は自己負担。

○申込方法 利用している就労支援事業所などを通して担当へ

担当 障がい福祉課
☎046(252)7132 ☎046(252)7043

重度障害児者におむつを特別支給

市内に居住する65歳未満の在宅重度障害児者（身体障害者手帳 1 級と療育手帳 A 1 の所持者）のうち、重複（合併）障害でおむつを使用している方に、おむつ購入費用の一部を補助します。

○申込方法 9 月 7 日（金）までに電話で担当へ

※受付時間は午前 8 時30分～午後 5 時です。

担当 市社会福祉協議会
☎046(266)2005 ☎046(266)2009

空調機の更新に伴う小松原 コミュニティセンターの休館

10月 1 日～12月31日の間、利用者の皆さんにより良いサービスを提供できるよう、老朽化した小松原コミュニティセンターの空調機更新工事を実施します。それに伴い、同センターは当該期間中、休館します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。1 月以降の予約受付方法その他の相談は、直接センター ☎046(257)9640 までお問い合わせください。

担当 市民協働課
☎046(252)7966 ☎046(255)3550

ひまわり号巡回日程

▼ひばりが丘南児童館＝ 8 日・29 日 午後 2 時30分～ 3 時30分▼N T T 栗原社宅＝ 5 日・19 日午前 10 時30分～ 11 時30分▼東原共同住宅 8 号棟前＝ 13 日・27 日午前 10 時30分～ 11 時30分▼カーサ相模台 H 号棟前＝ 7 日・21 日午前 10 時30分～ 11 時30分▼中原小学校＝ 12 日・26 日午後 2 時45分～ 3 時35分▼小松原 1 丁目児童遊園地＝ 6 日・20 日午前 10 時30分～ 11 時30分

▼東原小学校＝ 7 日・21 日午後 2 時 55分～ 3 時45分▼相模野小学校＝ 5 日・19 日午後 2 時55分～ 3 時30分▼入谷小学校＝ 6 日・20 日午後 2 時50分～ 3 時40分▼栗原小学校＝ 14 日・28 日午後 2 時45分～ 3 時35分

担当 図書館
☎046(255)1211 ☎046(252)5704

催し

消費生活アカデミー 「食の安全のウソ？ホント！」 ～知らなきゃ損する食品表示～

テレビや新聞論評でおなじみの食の安全・食品表示問題の第一人者が食の安全についてお話します。

○と き ①10月 4 日②11 日いずれも木曜日午後 2 時～ 4 時(全 2 回)

○ところ ハーモニーホール座間（市民文化会館）大会議室

○内 容 ①生鮮食品について②加工食品について

○講 師 消費者問題研究所代表・食品問題評論家 垣田達哉さん

○定 員 50 人（応募多数の場合は抽選。連絡がなければ参加可）

※連続講座のため、両日とも受講する方のみ受け付けます。

○参加費 無料

○申込方法 9 月 18 日（火）までに電話で、または氏名・電話番号（連絡先）・住所を明記の上ファクスで担当へ

担当 障がい福祉課
☎046(252)7978 ☎046(252)7043

家庭教育講座 「こどものしあわせ、おやのしあわせ」

「ル・ソレイユ」では、市の委託による家庭教育委託講座として、親子の幸せとは何かを考えたい方向けに、子供の視点の幸せと親にとっての幸せがズレていないか見直し修正する家庭教育講座を開催します。

○と き ①9 月 20 日（木）②21 日（金）午前 10 時～正午（全 2 回）

○ところ 市役所 ① 5 階 5－6 会議室 ② 4 階 4－3 会議室

○内 容 ①「子どもをだしに使おう！」②「親子のしあわせとは何か？」をテーマにした講演とグループワーク

○講 師 ①元生涯学習課社会教育指導員 安部悦子さん②県立相模原養護学校臨床心理士 加島峰子さん

○定 員 20 人（申込順、原則 2 回とも出席できる方）

○保 育 あり（原則 2 歳以上）

○参加費 400 円（① 9 月 20 日（木）の参加代として）

○申込方法 9 月 14 日（金）までに電話またはファクスで担当へ

担当 生涯学習課
☎046(252)8472 ☎046(252)4311

市民自主企画講座「市民の福祉講座 ／精神保健ボランティアとは」

「座間精神保健ボランティアグループ ひだまり」では、市の委託事

業として、精神保健を理解しボラン

ティア活動の意義を認識するための

市民自主企画講座を開催します。

○と き ①10月 9 日②16 日③23 日④30 日いずれも火曜日午後 1 時30分～ 3 時30分（全 4 回）

○対 象 市内在住・在勤者

○定 員 50 人（申込順）

○参加費 無料

○持ち物 水着、水泳帽子、バスタオル、ロッカー代 100 円（返却制）

○申込方法 9 月 24 日（月）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 スポーツ課
☎046(252)8177 ☎046(255)3550

（全 3 回、10 月 1 日は午後 1 時～）

○ところ 協栄スイミングクラブ座間（座間 2－239）

○内 容 水中を歩いて運動をすることで足腰を強くし、風邪などをひきにくい体にする

○対 象 市内在住・在勤者

○定 員 50 人（申込順）

○参加費 無料

○持ち物 水着、水泳帽子、バスタオル、ロッカー代 100 円（返却制）

○申込方法 9 月 24 日（月）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 スポーツ課
☎046(252)8177 ☎046(255)3550

手話奉仕員基礎講座開催

市聴覚障害者協会では、手話奉仕員基礎講座を開催します。

○と き ① 10 月 3 日～平成 25 年 3 月 13 日のうちの水曜日午後 7 時～9 時（全 18 回）

○ところ サニーブレイス座間（総合福祉センター）

○対 象 市内在住・在勤者で、入門講座受講済みの方、または手話で簡単な日常会話ができる方

○定 員 25 人（申込順）

○受講料 3,000 円（テキスト代）

○申込方法 往復はがきに住所・氏名（ふりがな）・電話番号を記入の上、9 月 13 日（木）まで（必着）に〒252－8566 座間市役所障がい福祉課宛て郵送

担当 障がい福祉課
☎046(252)7978 ☎046(252)7043

家庭教育講座 「こどものしあわせ、おやのしあわせ」

「ル・ソレイユ」では、市の委託による家庭教育委託講座として、親子の幸せとは何かを考えたい方向けに、子供の視点の幸せと親にとっての幸せがズレていないか見直し修正する家庭教育講座を開催します。

○と き ①9 月 20 日（木）②21 日（金）午前 10 時～正午（全 2 回）

○ところ 市役所 ① 5 階 5－6 会議室 ② 4 階 4－3 会議室

○内 容 ①「子どもをだしに使おう！」②「親子のしあわせとは何か？」をテーマにした講演とグループワーク

○講 師 ①元生涯学習課社会教育指導員 安部悦子さん②県立相模原養護学校臨床心理士 加島峰子さん

○定 員 20 人（申込順、原則 2 回とも出席できる方）

○保 育 あり（原則 2 歳以上）

○参加費 400 円（① 9 月 20 日（木）の参加代として）

○申込方法 9 月 14 日（金）までに電話またはファクスで担当へ

担当 生涯学習課
☎046(252)8472 ☎046(252)4311

市民自主企画講座「市民の福祉講座 ／精神保健ボランティアとは」

「座間精神保健ボランティアグルー

プ ひだまり」では、市の委託事

業として、精神保健を理解しボラン

ティア活動の意義を認識するための

市民自主企画講座を開催します。

○と き ①10月 9 日②16 日③23 日④30 日いずれも火曜日午後 1 時30分～ 3 時30分（全 4 回）

○対 象 市内在住・在勤者

○定 員 50 人（申込順）

○参加費 無料

○持ち物 水着、水泳帽子、バスタオル、ロッカー代 100 円（返却制）

○申込方法 9 月 24 日（月）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 スポーツ課
☎046(252)8177 ☎046(255)3550

自治会は、人と人との強い絆で結ばれ、安全で安心な街づくり貢献しています。

担当

市民協働課

☎046(255)2121 ☎046(252)7966

☎046(255)2121 ☎046(252)7966

業として、精神保健を理解しボラン
ティア活動の意義を認識するための
市民自主企画講座を開催します。
○と き ①10月 9 日②16 日③23 日④30 日いずれも火曜日午後 1 時30分～ 3 時30分（全 4 回）

○ところ サニーブレイス座間（総合福祉センター）3 階研修室

○内 容 ①「心の病について」②「精神保健におけるボランティアの役割」③「精神保健行政の現状と将来展望」

「精神保健ボランティアグループひだまりの活動紹介」

④「心の病を持つ当事者の話」

○講 師 ①座間メンタルクリニック 金院長②市社会福祉協議会職員③市障がい福祉課職員、座間精神保健ボランティアグループひだまり会員④当事者二人

○定 員 25 人（申込順）

○参加費 無料

○申込方法 事前に電話またはファクスで担当へ

担当 生涯学習課
☎046(252)8472 ☎046(252)4311

♪今月のロビーコンサート♪ 「夏から秋へ サクソフォーンは歌う」

○と き 9 月 12 日（水）午後 0 時 30分～ 0 時50分

○ところ 市役所 1 階市民サロン

○演奏曲 椰子の実（大中寅二）、小さい秋みつけた（中田喜直）ほか

○演奏者 サクソフォーン 河西麻希さん、ピアノ 浅沼敦子さん

担当 生涯学習課
☎046(252)8476 ☎046(252)4311

市民公民館 ☎046(255)3131 ☎046(252)2776

◆ワード入門講座

○と き 10 月 6 日～27 日毎週土曜日午後 1 時30分～ 4 時30分（全 4 回）

○内 容 ワードの基礎、文面の装飾などを覚える

○講 師 座間市パソコンサポートクラブ

○対 象 マウス操作、文字入力ができる、全て出席できる市内在住・在勤者（市民館、北・東地区文化センターでの同講座の未受講者に限る）

○定 員 16 人（多数抽選）

○参加費 2,270 円（テキスト代ほか）

○持ち物 筆記用具

○申込方法 9 月 15 日（土）までに電話、ファクスまたは直接または電話、ファクスで同センターへ

◆あすなろ大学公開自主講座 3

○と き 9 月 14 日（金）午後 1 時 30分～ 3 時30分

○内 容 ①震災による健康被害②座間の災害想定は大丈夫？

○定 員 30 人（先着順）

○参加方法 当日直接会場へ

図書館 ☎046(255)1211 ☎046(252)5704

◆ワンスモア・ブックス・フェア （古本市）

○と き 9 月 8 日（土）、9 日（日）午前 10 時～午後 1 時

○ところ 講座室

○内 容 図書館のリサイクル本を 1 冊 10 円で販売

○入 場 自由

青少年センター 〒252-0023 立野台 1－1－4 ☎046(253)8411 ☎046(259)2163

◆ジュニア・サイエンスクラブ②星 空観察会～望遠鏡で夏の星と月を 見よう！～

○と き 9 月 1 日（土）午後 6 時

30分～ 3 時

○内 容 向田邦子「春が来た」より、室生犀星「杏っ子」よりほか、短歌、俳句、川柳、詩など

○読み手 ユニット・ペぱん

○対 象 市内在住・在勤者

○参加費 無料

○参加方法 当日直接同センターへ

○内 容 ①「心の病について」②「精神保健におけるボランティアの役割」③「精神保健行政の現状と将来展望」

「精神保健ボランティアグループひだまりの活動紹介」

④「心の病を持つ当事者の話」

○講 師 ①座間メンタルクリニック 金院長②市社会福祉協議会職員③市障がい福祉課職員、座間精神保健ボランティアグループひだまり会員④当事者二人

○定 員 25 人（申込順）

○参加費 無料

○申込方法 事前に電話またはファクスで担当へ

担当 生涯学習課
☎046(252)8472 ☎046(252)4311

♪今月のロビーコンサート♪
「夏から秋へ サクソフォーンは歌う」

○と き 9 月 12 日（水）午後 0 時 30分～ 0 時50分

○ところ 市役所 1 階市民サロン

○演奏曲 椰子の実（大中寅二）、小さい秋みつけた（中田喜直）ほか

○演奏者 サクソフォーン 河西麻希さん、ピアノ 浅沼敦子さん

担当 生涯学習課
☎046(252)8476 ☎046(252)4311

市民公民館
☎046(255)3131 ☎046(252)2776

◆ワード入門講座

○と き 10 月 6 日～27 日毎週土曜日午後 1 時30分～ 4 時30分（全 4 回）

○内 容 ワードの基礎、文面の装飾などを覚える

○講 師 座間市パソコンサポートクラブ

○対 象 マウス操作、文字入力ができる、全て出席できる市内在住・在勤者（市民館、北・東地区文化センターでの同講座の未受講者に限る）

○定 員 16 人（多数抽選）

○参加費 2,270 円（テキスト代ほか）

○持ち物 筆記用具

○申込方法 9 月 15 日（土）までに電話、ファクスまたは直接または電話、ファクスで同センターへ

防災行政無線による 全国一斉の緊急情報の伝達試験を実施

市では、9月12日（水）の午前10時と10時30分ごろに、J-A L E R T（※）から送られてくる国からの緊急情報を、市の防災行政無線を用いて確実に市民の皆さんへお伝えするための伝達試験を行います。

当日、防災行政無線により放送する内容は次のとおりです。なお、この訓練は座間市以外の地域でも、全国的に実施されます。

○と き 9月12日（水） 午前10時と10時30分ごろの2回

○放送内容 「これは、試験放送です」を3回繰り返した後に「こちらは、防災ざまです」

※J-A L E R T（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

県民スポーツ週間関連事業 健康ウォーキング2012秋「市内公園めぐり」

日常生活では簡単に通り過ぎてしまうような道を歩いて、ふるさと座間の良さを実感してみませんか。

○と き 10月6日（土）（受け付け午前8時15分～8時30分）

一日コース＝午前8時30分～午後3時（予定）

半日コース＝午前8時30分～正午（予定）

○ところ 座間市役所～市内公園

○対 象 市内在住、在勤、在学の方（小学校4年生以下は保護者同伴）

○持ち物 弁当、飲み物、タオルなど（半日コースは弁当不要）

○定 員 各100人（申込順）

○参加費 無料

○申込方法 9月21日（金）までに電話、ファクスまたは直接担当へ

※雨天時の開催の問い合わせは、当日午前7時～7時30分に担当へ。

※ペットを連れての参加はできません。

担当 スポーツ課 ☎046(252)8177 ☎046(255)3550



公共下水道への早期接続を～ 9月10日は下水道の日

9月10日（月）は「下水道の日」です。公共下水道は、家庭や工場などから排出された汚水を終末下水処理場できれいにしてから川や海へ戻すという大切な役割を担っています。

現在、市内に埋設されている下水管（污水管）の総延長は、295キロメートルで、公共下水道の建設が開始された昭和47年度から平成22年度までの建設費を合計すると、約559億円となります。

巨費を投じて整備を進めている公共下水道施設ですが、住民の皆さんに接続していただかないとその機能を発揮できません。従来の単独処理浄化槽では、浄化能力も不十分なほか、し尿以外の雑排水が汚れたまま川へ流れてしまいます。

公共下水道が整備された地域の建物を所有する方には宅内の排水設備を遅滞なく公共下水道に接続する義務があります（下水道法第10条）。平成22年度末までの公共下水道への接続率（水洗化率）は93.3パーセントです。まだ接続を済ませていない建物を所有する方は、接続をお願いします。

ミニ下水道展

○と き 9月5日（水）～7日（金） 午前9時～午後3時

※正午～午後1時は除きます。

○ところ 市役所1階市民ホール

○内 容 市内の小中学生による下水道普及促進ポスターの作品展示、花の種などの配布、下水道相談コーナーなど

担当 下水道課 ☎046(252)8541 ☎046(257)4155

こんにちは 赤ちゃん



さとう 大雅ちゃん
H23.9.12生まれ 男
四ツ谷



たかしま 央助ちゃん
H24.6.9生まれ 男
相武台3丁目

赤ちゃんの写真を お待ちしております！

○対象 平成24年9月1日現在で、1歳未満の市内在住の赤ちゃん

○掲載月 10月、11月

○応募方法 カラー写真の裏面に保護者の住所・氏名・電話番号、赤ちゃんの氏名（ふりがな）・生年月日・性別を明記し、〒252-8566市役所広報広聴人権課宛て郵送または持参

○申込期限 9月14日（金）＜当日消印有効＞

※応募者多数の場合は抽選とし、掲載が決定した方に連絡します。なお、応募写真は返却しません。

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報一

施設・公物の設置・管理基準などを 定めるための各種条例骨子案にご意見を！

国の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次・第2次一括法）の成立を受け、今まで国が一律に決めていた道路、公園、下水道施設などの設置管理の基準などを市が独自に条例などで規定することになりました。

市では、次の条例の制定や改正について、広く市民の皆さんからの意見を募集します。なお、提出していただいたご意見は、検討結果およびその理由とともに市ホームページなどで公表します。

1. 座間市の道路の構造の技術基準を定める条例の制定（骨子案）
2. 座間市道路標識、区画線及び道路標示に関する条例の制定（骨子案）
3. 座間市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定（骨子案）

○意見の送付先

【郵送】〒252-8566 緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所道路課

【電子メール】pb51_douro1@city.zama.kanagawa.jp

担当 道路課 ☎046(252)8564 ☎046(255)3550

4. 座間市都市公園条例の改正（骨子案）
5. 座間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定（骨子案）

○意見の送付先

【郵送】〒252-8566 緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所公園緑政課

【電子メール】pb50_kouen@city.zama.kanagawa.jp

担当 公園緑政課 ☎046(252)7221 ☎046(255)3550

6. 座間市下水道条例の改正（骨子案）

○意見の送付先

【郵送】〒252-8566 緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所下水道課

【電子メール】pb25_gesui@city.zama.kanagawa.jp

担当 下水道課 ☎046(252)8629 ☎046(257)4155

【意見募集に関する共通事項】

○対 象 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所などを有する法人またはその他の団体、本件に利害関係を有するもの

○閲覧場所 市役所1階情報コーナー、各担当課窓口、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、各コミュニティセンター（市ホームページでも閲覧できます）

○募集期間 9月1日（土）～30日（日）

○提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上、任意の様式で、郵便、ファクス、電子メールまたは直接担当へ

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報一

「座間市廃棄物の減量化、資源化及び 適正処理等に関する条例の 一部改正（素案）」にご意見を

市では、ごみ集積所に出された紙類、缶類などの資源物の持ち去り行為を防止するため、また、国の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次・第2次一括法）の施行などにより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正があったため「座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正しますので、市民の皆さんのご意見を募集します。なお、提出していただいたご意見は、検討結果およびその理由とともに市ホームページなどで公表します。

○改正内容

- ・ごみ集積所から資源物などを持ち去る行為に対する罰則規定
- ・一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧などの規定
- ・市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の規定

○対 象 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所などを有する法人またはその他の団体、本件に利害関係を有するもの

○閲覧場所 市役所1階情報コーナー、市役所4階資源対策課、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、各コミュニティセンター（市ホームページでも閲覧できます）

○提出期間 9月1日（土）～30日（日）

○提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上、任意の様式で、郵便、ファクス、電子メールまたは直接担当へ

【郵送】〒252-8566 緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所資源対策課

【電子メール】pb52_bassoku@city.zama.kanagawa.jp

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616